

岩手県告示第232号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年3月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社笹平工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮四丁目37番22号
 - ウ 代表者の氏名 笹平直矢
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第549号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年3月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大茂建設
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字赤林第7地割55番地
 - ウ 代表者の氏名 吉田茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第6644号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月8日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年3月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田口建装
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市湯沢西三丁目3番2号
 - ウ 代表者の氏名 田口幸子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第20506号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月16日付けで大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年3月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手特殊工事有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市松園二丁目14番20号
 - ウ 代表者の氏名 八倉義一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第20815号

(3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年3月11日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。